

## がん診療連携拠点病院の整備について

保健医療介護部健康増進課

国が指定するがん診療連携拠点病院（以下、「国指定病院」という。）の指定要件等を定めた新しい「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「新指針」という。）が、平成26年1月10日に示されたため、改めて整備について検討したので、以下のとおり報告するもの。

## 1 現在の整備状況（平成22～26年度）（表、図）

現在の国指定病院は、平成20年3月1日に示された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下、「旧指針」という。）に基づき、指定要件を満たしている15か所が平成22年4月1日に指定され、指定期間は4年（経過措置により1年間延長）である。

また、国指定病院を補完するため、指定要件を満たしている3か所の病院を県が指定（以下、「県指定病院」という。）し、指定期間は国指定病院と同様である。

<整備の考え方（平成22年4月指定時）>

旧指針の指定要件を満たす病院であることを前提として、次のとおり整備している。

## (1) 国指定病院

旧指針では、都道府県がん診療連携拠点病院（以下、「県拠点病院」という。）を各都道府県に1か所、地域がん診療連携拠点病院（以下、「地域拠点病院」という。）を二次医療圏ごとに1か所指定するものとされている。

## ア 県拠点病院

県内に九州唯一のがん医療に特化した病院である九州がんセンターや、県内4大学病院の中で専門医師・看護師等の育成に中心的な役割を担っている九州大学病院があることから、2か所推薦し指定されている。

## イ 地域拠点病院

県内13ある二次医療圏単位を基準としながらも、指定要件を満たす病院がない二次医療圏（以下、「空白医療圏」という。）もあることから、県内4つ（北九州、福岡、筑豊、筑後）のブロック単位で整備することとし、13か所推薦し指定されている。

## (2) 県指定病院

ブロック内の人口等を考慮して、国指定病院を補完するため、人口の集中している福岡と北九州ブロックにおいて指定要件を満たしている3か所の病院を指定している。

## 2 国の整備指針の改正について

国の「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」において、旧指針の整備では、病院間での診療実績に格差があること、空白の医療圏でがん診療連携拠点病院の整備が進まないこと、診療・支援の内容が分かりやすく国民に示されていないこと等の指摘があり、今後は新指針に基づき整備することとされた。

<新指針の主な改正点>

## (1) 指定要件の強化

## ア 診療実績

(旧指針)

「年間入院がん患者1,200人以上」

(新指針)

・院内がん登録数500件以上  
・放射線治療のべ患者数200人以上  
・がんに係る化学療法のべ患者数1,000人以上  
・悪性腫瘍の手術件数の総数400件以上  
のいずれも満たすこと

または、  
・当該二次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること

## イ 診療体制

## ① 診療従事者

多くの職種において、当該診療に従事する医療従事者の専門性や業務時間の割合（専任や専従）について示された。

※専任とは業務時間の割合が5割以上、専従とは8割以上。

## ② 診療機能

集学的治療及び緩和ケアの提供体制等について、より具体的な実施体制や方法等が示された。

## (2) 地域がん診療病院の新設

空白医療圏にある病院が、近接するがん診療連携拠点病院と連携体制を構築してグループ指定されるもので、地域拠点病院と比して指定要件（診療実績、放射線治療機器の設置、診療従事者の配置等）は緩やかであるが、当該医療圏におけるがん患者の診療拠点となるべく、緩和ケアの提供体制や病病連携・病診連携の協力体制、相談支援・情報提供については、地域拠点病院と同等レベルの要件が示されている。

## (3) 特定領域がん診療連携拠点病院（以下、「特定領域病院」という。）の新設

特定のがん種について、高度な診療機能を持ち県内で最も多くの患者を診療している病院で、地域拠点病院の指定要件を満たすべきとされている。

## 3 整備の考え方

平成22年4月指定時の整備の考え方（以下、「前回の考え方」という。）を踏まえ、新指針の指定要件を満たす病院であることを前提として、次のとおり整備する。

なお、整備に当たっては、指定要件に基づき各病院を点数評価するとともに、これまでの実績等についても考慮する。

## (1) 国指定病院

## ア 県拠点病院

前回の考え方に加え、新指針では、拠点病院内に緩和ケアセンターを新設し、新たに立ち上げる緩和ケア部会のもと緩和ケアの一層の推進を図ることとしており、がんと診断された時からの緩和ケアを推進する本県としては、九州がんセンターと九州大学病院の役割が一層重要となることから、これまでどおり両病院を推薦する。

## イ 地域拠点病院

前回の考え方と同様とする。

## ウ 地域がん診療病院及び特定領域病院

空白の医療圏の解消に資するなど、がん医療の向上及び均てん化に資すると考えるため、指定要件を満たす病院を推薦する。

(2) 県指定病院

前回の考え方と同様とする。

(3) その他

整備の時期はこれまでどおり4年に1度を原則とするが、地域がん診療病院はグループ指定の相手先となるがん診療連携拠点病院との連携体制の構築に時間を要するため、今年度申請時に指定要件を満たす見込みがないことから、特例として、来年度整備する。

4 今後のスケジュール

- H26年8月8日 福岡県がん対策推進協議会開催
- 8月下旬 国からの推薦申請書の提出依頼により、県から申請予定病院に対して推薦申請書提出依頼
- 9月8日 福岡県がん診療連携協議会開催
- 9月下旬 病院からの推薦申請書の提出、申請病院の現地調査
- 10月下旬 国指定病院の推薦
- 11月～ 県指定病院の申請受付
- H27年1月中 国による国指定病院推薦についてのヒアリング
- 3月 県指定病院の決定及び指定書交付
- 4月以降 国指定病院への国指定書交付

表

医療圏	ブロック	既指定病院
福岡糸島	福岡(人口244万人) ※31万人	<国指>：九州大学病院 ☆
		<国指>：九州がんセンター ☆
		<国指>：福岡大学病院
		<国指>：九州医療センター
		<国指>：福岡済生会病院 (県指)：浜の町病院 (県指)：九州中央病院
粕屋		<国指>：東医療センター
宗像		
筑紫		
北九州	北九州(人口132万人) ※33万人	<国指>：北九州市立医療センター
		<国指>：九州病院 <国指>：産業医科大学病院 (県指)：戸畑共立病院
京築		
飯塚	筑豊(人口44万人) ※22万人	<国指>：飯塚病院
田川		<国指>：社保田川病院
直方・鞍手		
久留米	筑後(人口92万人) ※23万人	<国指>：久留米大学病院
		<国指>：聖マリア病院
八女・筑後		<国指>：公立八女病院
有明		<国指>：大牟田市立病院
朝倉		
計		18(国指15、県指3)
空白医療圏数		5

注釈 <国指>国指定病院、☆印は県拠点病院  
(県指) 県指定病院  
【新】新規申請の国指定又は県指定病院  
【新・診療】新規申請の地域がん診療病院、平成28年4月1日に指定見込  
【新・特】新規申請の特定領域病院

図

